ゴムの溶出試験について

これまで、ST検査機関は、「ゴムからの重金属・ヒ素の溶出試験」(ST 基準第 3 部 1.3 項)に関して、「熱可塑性エラストマー樹脂」について、ゴムの含有率が 50%以上であるとの申告があった場合について、当該試験を行っていましたが、今後は、申請者から、「ゴムの含有率が 50%未満である」との明示的な申告がない場合には、上記「ゴムの溶出試験」を実施することと致しますので宜しくお願いします。

本件は平成24年4月10日以降にST申請のあった案件から適用します。

(理由)

ゴムの含有率が50%未満であるとの明示的な申告がない場合(含有量が不明な場合を含む。)には、含有量50%以上の可能性があるものとして取り扱うこととしたものです。

(注) ゴムからの重金属・ヒ素の溶出試験は、ST 基準独自の基準です。

(なお、海外 ST 検査機関にも、本件を通知しております。)

(問合せ先)

何かございましたら、当協会事務局(山口・中田・小林 TEL03-3829-2513) まで 問合せ下さい。